

## 不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：都市整備部住宅政策課 No.002

処 分 名	家賃の徴収
処 分 の 概 要	市営住宅の入居者は、入居日から市営住宅を明け渡した日までの家賃を、毎月末日までにその月分を納付しなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市市営住宅条例（平成 17 年条例第 142 号）第 15 条
処 分 基 準	市営住宅の入居者は、入居日から市営住宅を明け渡した日までの家賃を、毎月末日までにその月分を納付しなければなりません。 なお、入居権利者が新たに入居した場合又は、入居者が市営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が 1 ヶ月に満たない場合は、その月の家賃は日割り計算となります。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

【根拠条例等】

■春日部市市営住宅条例

(家賃の納付)

第15条 家賃は、第10条第1項の規定により指定された入居可能日から市営住宅を明け渡した日（第29条第1項又は第33条第1項の規定により明渡しを請求した場合はその明渡し期限の日又は明渡しをした日のいずれか早い日、第37条第1項の規定により明渡しを請求した場合はその請求日）まで徴収する。

2 家賃は、毎月末日（月の途中で明け渡す場合は、明け渡す日）までにその月分を納付しなければならない。

3 入居権利者が新たに市営住宅に入居した場合又は入居者が市営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1か月に満たないときは、その月の家賃は日割り計算による。

4 入居者が第36条に規定する手続を経ないで、市営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日まで家賃を徴収する。

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋